

令和元年8月吉日

各 位

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター
会長 八馬 史尚

令和元年度第4回講演会開催のご案内

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターでは、食品・バイオ及び関連産業における知的財産権制度の普及と知識の向上を図ることを目的に、種々の事業活動を推進しております。その一環として特許(実用新案)、意匠、商標、及びその他の知的財産権に関する問題にスポットを当て、毎年数回の講演会を企画し、実施しております。

令和元年度第4回講演会は、小林・弓削田法律事務所 所長・パートナー 弁護士・弁理士の小林幸夫先生を講師にお招きし、「知的財産契約書入門 ― もめないための知財契約書のチェックポイント」と題してご講演いただきます。ご講演の内容は次の通りです。

小林先生は、昭和 53 年に弁理士試験に合格後、弁理士として特許事務所、渉外法律事務所にて勤務の傍ら司法試験を目指し、平成 4 年に合格されました。その後、国内の法律事務所にて勤務され、平成 14 年に独立、現在小林・弓削田法律事務所所長として弁護士活動をされています。知財訴訟事件の受任件数は 300 件を超えるご経験の持ち主であり、弁理士会、各種団体での講演を多数されておられます。

とりわけ、知財契約書に関する弁理士会での講演は大人気で毎回満員であり最近では抽選制となっています。今回の講演も、弁理士会での講演を聴いた本会の会員が強く要請して実現いたしました。懇親会にも出席して頂きますので、日頃の知財契約にまつわる疑問点や助言を直接受けることができます。ふるって参加下さい。

講師のご紹介は、末尾に添付しておりますので、ご覧ください。

今回のテーマは、知的財産部門の方々に限らず、研究開発部門、商品開発部門、法務部門等のみならずにも非常に参考になるものと存じますので、是非、この機会をご活用いただきたく、関係部署の方々へもご回覧のうえ、多数ご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

主催：一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター
協賛：一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
協賛：一般社団法人 日本デザイン保護協会

《日本弁理士会会員の皆様へ》

(一社)日本食品・バイオ知的財産権センターは、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。

本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。

記

1. 日 時 令和元年9月13日(金)13時30分～16時30分

2. 会 場 三田駐健保会館 大会議室（4階）

〒105 - 0014 東京都港区芝三丁目 41 番 8 号

※ 会場の所在地は下記の地図をご参照ください

※ また、会場へのお問い合わせ、連絡等は、厳にご遠慮ください。

3. テーマ 「知的財産契約書入門 – もめないための知財契約書のチェックポイント」

4. 講 師

小林・弓削田法律事務所 所長・パートナー 弁護士・弁理士

小林 幸夫 氏

5. 申込方法

令和元年8月30日(金)までに添付の申込書(Excel ファイル)により下記へメールにてお申し込み下さい。折り返し受講票と請求書をお送り致します。

※申込書は、PDF ファイル等に変換せず、必ず Excel ファイルのままでお送りください。

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター 事務局

〒105-0014 東京都港区芝 2-5-24 芝 MARビル 4F TEL 03-3769-5221

申込メールアドレス seminar-c@jafbic.jp

※従来とアドレスが異なりますので、ご注意ください。

なお、電子メールの件名は、『令和元年度 第4回講演会受講申込メール』としてください。

6. 受講料(1名につき)

会員・協賛協会会員 7,000円(消費税込み)

一 般 10,000円(消費税込み)

※1: 請求書は受講者各人ごとに発行し、連絡担当者様宛へ郵送致します。必ず、請求書記載の振込期限日までに、同じく請求書に記載されている銀行口座にお振込ください。

※2: 受講料の振込に伴う振込手数料は、お申込人様にてご負担ください。

※3: 振込期限日までに振込できない場合等、請求書に関するお問い合わせ・ご連絡は、JAFBIC 事務局宛(03-3769-5221、seminar-c@jafbic.jp)をお願いいたします。

7. 懇親会について

終了後懇親会を予定しております。お時間のある方はご参加下さい。

17時頃より1時間半程度、参加費 5,000円

参加ご希望の方は併せてお申込み下さい。

なお、止むを得ず欠席となる場合には、講演会、懇親会とも9月11日(水)の17時までに事務局宛にご連絡をお願いします。ご連絡を頂けなかった場合には、それぞれ受講料、懇親会費をご負担頂きますので、悪しからずご了承のほど、お願い申し上げます。

8. その他

- ※1 参加申込み時に申込書にご記入いただく、お名前、所属部署、メールアドレス、電話番号等の個人情報につきましては、本講演会の運営目的以外には使用いたしません。
- ※2 本講演会に関する会場施設へのお問い合わせ、連絡等は、厳にご遠慮ください。

9. お問い合わせ先

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター 事務局
〒105-0014 東京都港区芝2-5-24 芝MARビル 4F
TEL 03-3769-5221 申込メールアドレス seminar-c@jafbic.jp

【三田駐健保会館周辺地図】

下の地図の赤矢印が三田駐健保会館です。



【三田駐健保会館】

〒105 - 0014 東京都港区芝三丁目 41 番 8 号

(JR田町駅三田口(西口)から徒歩7分)

(地下鉄三田駅 A10 出口より 徒歩5分 A3 出口より 徒歩7分)

※駐車場の設備はございません。

以上

JAFBIC 令和元年度第4回講演会 講師のご紹介

小林・弓削田法律事務所 所長・パートナー 弁護士・弁理士 小林 幸夫氏

講師のご紹介

昭和48年 3月	滋賀県立膳所（せせ）高校卒業
昭和48年 4月	中央大学法学部法律学科入学 （工業所有権法研究会所属）
昭和53年11月	弁理士試験合格（登録番号8442）
昭和54年 1月	特許事務所（所員約50名）入所 （ドイツ系渉外特許事務所）
平成元年 1月	渉外法律事務所入所
平成4年 11月	司法試験合格 法律事務所退所
平成7年 4月	弁護士登録，国内法律事務所に入所
平成12年 4月	パートナー弁護士に就任
平成14年 4月	小林幸夫法律事務所開設
平成17年 4月	桐蔭法科大学院教授（知財法担当） 後に同大学の知的財産部本部長を歴任
平成21年12月	小林・弓削田法律事務所名称変更
令和元年 9月 現在	弁護士8名，事務局4名



講師のご講演歴

開催日時	講演のタイトル・趣旨	主催者
平成27年11月	仲裁人・調停人のためのファシリテーション入門	知的財産権仲裁センター
平成28年2月	商標に関わる紛争 (当事者系審判・審決取消訴訟)	日本商標協会主催 実務研修会(国内編)
平成28年6月	知的財産に関する訴訟関係 (著作権侵害訴訟を中心に)	日本弁理士会関東支部 研修会
平成28年10月	最近の特許権侵害訴訟の傾向とその対策 ～特許庁の調査報告書を参考にしながら～	南甲弁理士クラブ
平成28年11月	知的財産権契約作成・チェックの勘所	日本弁理士会関東支部
平成29年2月	知的財産権侵害訴訟の現状と対策	日本知的財産仲裁センター 東北支所
平成29年6月	商標・著作権を主とした 知的財産権契約書作成・チェックの要点	公益社団法人東京医薬工業協会 ・知的財産研究会
平成29年9月	弁理士のための最新知的財産権訴訟の現状	日本弁理士会関東支部
平成29年11月	H29年版 弁理士のための知財契約書作成・チェック入門	日本弁理士会関東支部
平成30年2月	異議・当事者系審判・審決取消訴訟の実務	日本商標協会主催 実務研修会(国内編)
平成30年2月	知的財産契約書の作成・チェック入門	日本知的財産仲裁センター 東北支所
平成30年2月	不正競争防止法を中心とした 知的財産の保護と弁理士の重要な役割	日本弁理士会関東支部
平成30年3月	日本の知的訴訟の特徴 (英語によるプレゼンテーション) 日本弁理士会国際活動センターの 欧州訪問団の一員として	イギリス特許弁理士協会 イギリス商標弁理士協会 フランス弁理士会 ドイツ弁理士会 欧州弁理士会 イギリス知財企業裁判所 ドイツ連邦特許裁判所
平成31年2月	商標・異議申立・審判・審決取消訴訟	日本商標協会
令和元年5月	化粧品会社内研修 「商品開発やっぴいこと悪いこと」著作権入門	国内化粧品メーカー